

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬処分		3 3	
		作 成	令和6年 4月 5日
		変 更	令和6年 月 日
		作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊管理科

- 1 役務件名
産業廃棄物収集運搬処分
- 2 役務場所
陸上自衛隊多賀城駐屯地
- 3 役務概要
産業廃棄物（蛍光灯等）の収集運搬処分
- 4 適用範囲
本役務は、陸上自衛隊多賀城駐屯地で実施する産業廃棄物収集運搬処分について規定する。
- 5 産業廃棄物の種類及び予定数量
 - (1) 蛍光管
約350kg
 - (2) 割れた蛍光管
約10kg
 - (3) 水銀灯
約20kg
 - (4) LED外灯（LED直管、LED電球を含む。）
約10kg
 - (5) 白熱灯
約10kg
- 6 特記事項
 - (1) 産業廃棄物の収集、運搬及び処分は請負者側が行うものとする。
 - (2) 産業廃棄物を搬出する際は、事前に日程等について官側担当者と調整の上、搬出するものとする。
 - (3) 本役務に必要な機材、機器及び消耗品は請負者側が準備するものとする。
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。
 - (5) 予定数量については、あくまで仕様書作成現在の予定であり、最終的な処分数量については別途官側が指示する数量にて収集運搬処理を実施するものとする。
 - (6) 産業廃棄物処理委託契約書（収集・運搬用、処分用）の作成については、請負者側が実施するものとする。
 - (7) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。
- 7 提出書類
 - (1) 産業廃棄物管理票（A、B2、D、E票）
 - (2) 産業廃棄物処理委託契約書（収集・運搬用、処分用）
 - (3) その他、監督官が指示するもの。